第五号の二書式

履歴書

（ふりがな）
氏名　　年月日生

現住所

一　学歴

年月日	学校名、学部名	入学、卒業

二　職歴

自年月日 至年月日	施設名	所属	職名	備考

三　解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自年月日 至年月日	剖検数	解剖の種類	指導者 氏名

四　指導者の略歴

（注意）

1　二の職歴中「所属」とは、例えば解剖学講座、病理学講座、法医学講座、医療施設の病理部門等。

「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

（削る）

2　四の「指導者の略歴」には、大学教授、准教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その者の所属と認定番号を記載すること。

第五号の二書式

履歴書

（ふりがな）
氏名　　年月日生

現住所

一　学歴

年月日	学校名、学部名	入学、卒業

二　職歴

自年月日 至年月日	施設名	専門の科名	職名	備考

三　解剖歴

施設名	その施設一年間の平均剖検数	自年月日 至年月日	自ら主として行つた剖検数	解剖の種類	解剖補助をした件数	指導者 氏名

四　指導者の略歴

（注意）

1　二の職歴中「専門の科名」とは、医学又は歯学において専門として研究又は従事している科名、例えば病理、外科、内科等。

「備考」の欄には、非常勤の場合は、その勤務状況を記載すること。

2　三の解剖歴中「解剖の種類」には、局所解剖の場合は、その部位を記載すること。

3　四の「指導者の略歴」には、大学教授である場合は、その旨、死体解剖資格認定を受けた者である場合は、その番号を記載すればよい。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。